

○内閣府令第八号

研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）第二条第二項第二号及び第三号、第七条第四項第三号、第九条第五項、第十条第五項、第十二条第三項、第十三条第三項並びに第十四条の規定に基づき、防衛大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する省令を次のように定める。

平成十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する省令

（趣旨）

第一条 防衛大臣の所掌に係る研究の交流促進に関しては、この省令の定めるところによる。

（研究公務員及び研究部課等）

第二条 研究交流促進法施行令（以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、自衛隊中央病院研究検査部とする。

2 令第二条第二項第三号の命令で定める者は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

試験研究機関等	者
防衛大学校	防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、助教授、講師又は助手 イ 総合教育学群（物理学、化学及び数学に係るものに限る。） ロ 応用科学群 ハ 電気情報学群 ニ システム工学群
防衛医科大学校	(1) 医学教育部医学科に置かれる学科目（物理学、化学、生物学及び数学に限る。）又は次の講座を担当する教授、助教授、講師又は助手 イ 再生発生学 ロ 解剖学 ハ 生理学

ニ 生化学

ホ 薬理学

ヘ 病態病理学

ト 免疫・微生物学

チ 衛生学公衆衛生学

リ 国際感染症学

ヌ 法医学

ル 医用工学

ヲ 分子生体制御学

ワ 防衛医学

力 内科学

ヨ 精神科学

夕 小児科学

レ 外科学

ソ 脳神経外科学

ツ 整形外科科学

ネ 皮膚科学

ナ 泌尿器科学

ラ 眼科学

ム 耳鼻いんこう科学

ウ 産科婦人科学

ヰ 放射線医学

ノ 麻酔学

オ 臨床検査医学

(2) 医学教育部医学研究科に置かれる教授、助教授、講師又は助手

(3) 医学教育部動物実験施設若しくは同部共同利用研究施設、病院又は防

（本邦法人又は外国法人等の範囲）

第三条 令第七条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次の各号に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。

一 発明者等が所属する本邦法人又は外国法人等（以下この条において「特定法人等」という。）により発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額（以下この条において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人（以下この条において「特定子会社」という。）

二 特定法人等の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有する法人（以下この条において「特定親会社」という。）

三 法人で、特定法人等により所有されるその株式又は出資の数又は額と、当該特定法人等に係る特定子会社により所有されるその株式又は出資の数又は額に当該特定法人等の当該特定子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該法人の発行済株式の

総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの

四 法人で、その所有する特定法人等の株式又は出資の数又は額と、当該法人に係る子会社（当該法人により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている会社をいう。）の所有する当該特定法人等の株式又は出資の数又は額に当該法人の当該子会社に対する出資比率を乗じて計算した株式又は出資の数又は額とを合計した株式又は出資の数又は額の当該特定法人等の発行済株式の総数等に占める割合が百分の五十を超えるもの

五 特定親会社により発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式又は出資を所有されている法人

六 特定法人等と、各当事者がそれぞれの保有する特許権等に係る特許発明又は登録実用新案の実施を他方の当事者に対して許諾する義務を定めた契約を締結している法人であつて、令第七条第三項に掲げる特許権等が国と当該法人との共有に係る場合において、当該法人のその特許発明若しくは登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、若しくは時価よりも低い対価を受け、又は国有の当該特許権等について、当該法人に対し、通常実施権の許諾を無償とし、若しくはその許諾の対価を時価よりも低く定

めることが、国際共同研究の円滑な推進に特に必要であると認められるもの

（国有施設の減額使用の手続）

第四条 令別表の四の項から六の項までに掲げる機関（以下「研究所等」という。）の国有の試験研究施設の使用に関し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第九条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第二の認定書を交付するものとする。

（国有地の減額使用の手続）

第五条 研究所等の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十条第一項の認定を受けようとする者は、様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第四の認定書を交付するものとする。

（中核的研究機関の公示）

第六条 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十二条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 中核的研究機関の名称

二 研究交流促進法第十二条第一項に規定する特定分野

（研究所等が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続）

第七条 研究所等が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第六の認定書を交付するものとする。

（研究所等が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続）

第八条 研究所等が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十三条第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通

及び副本一通を、防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十三条第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

附 則

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

様式第1（第4条第1項関係）

交流促進研究認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人又は団体にあ

つては、名称及び
代表者の氏名

⑩

研究交流促進法施行令第9条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1の研究が、現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であることの説明
- 3 1の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
- 4 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果
- 5 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の研究所等への無償提供を約すること。
- 6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 上記 2 については、研究を行っている国の機関名を記すこと。

3 上記 5 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 2 (第 4 条第 2 項関係)

交流促進研究認定書

番 号

研究交流促進法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記 1 の研究は、下記 2 の国有の試験研究施設を使用して行うことが現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であると認定する。

年 月 日

防衛大臣 

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う者
- 2 1の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設
- 3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究所等に提供することを条件とすること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 上記 3 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 3 (第 5 条第 1 項関係)

交流促進研究認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

郵便番号

住 所

()

氏 名

法人又は団体にあ
っては、名称及び
代表者の氏名

㊞

研究交流促進法施行令第 10 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 研究所等の敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設の用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び面積
- 4 2の施設において行おうとする研究の概要
- 5 4の研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の研究所等への無償提供を約すること。
- 6 1の研究を行う国以外の者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 上記 1 については、研究の実施主体、実施期間、実施場所及び各研究実施主体がそれぞれ行う研究内容を明らかにすること。

3 上記 2 及び 5 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 4 (第 5 条第 2 項関係)

交流促進研究認定書

番 号

研究交流促進法施行令第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記 1 の者は、下記 2 の機関と共同して行う下記 1 の研究に必要な下記 3 の施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年 月 日

防衛大臣 

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 1の者と共同して研究を行う研究所等
- 3 研究所等の敷地内に整備する施設の概要
- 4 3の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究所等に提供することを条件とすること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 上記 3 及び 4 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 5 (第 7 条第 1 項関係)

交流促進研究認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人又は団体にあっては、名称及び代表者の氏名〕

㊞

研究交流促進法施行令第 12 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 1 の研究が、中核的研究機関が現に行っている研究と関連することの説明
- 3 1 の研究を行うに当たって使用する必要がある国有の試験研究施設
- 4 3 の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果又は研究の成果
- 5 3 の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供又は研究の成果の国への報告を約すること。

6 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6（第7条第2項関係）

交流促進研究認定書

番 号

研究交流促進法施行令第12条第1項の規定に基づき、下記1の研究は、下記2の国有の試験研究施設を使用して行うことが中核的研究機関が現に行っている研究と関連すると認定する。

年 月 日

防衛大臣 

記

1 研究の概要及び当該研究を行う者

2 1の研究を行うに当たって使用を認める国有の試験研究施設

- 3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7（第8条第1項関係）

交流促進研究認定申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人又は団体にあ
つて、は名称及び
代表者の氏名〕

⑤

研究交流促進法施行令第13条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 研究の概要及びその実施計画
- 2 中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設の用に供するために使用又は収益の許可を受ける必要のある土地の位置及び面積
- 4 2の施設において行おうとする研究の概要
- 5 2の施設において行った研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の国への無償提供又は研究の成果の国への報告を約すること。
- 6 1の研究を行う国以外の者が当該研究を行うために必要な技術的能力を有することの説明
- 7 1の研究が、中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益であるもの又は中核的研究機関が行った研究の成果を活用するものである場合にあつては、その旨

の説明

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 上記 1 については、中核的研究機関と共同して行う研究を行おうとする場合は、研究の実施主体、実施期間、実施場所及び各研究実施主体がそれぞれ行う研究内容を明らかにすること。
- 3 上記 4 については、中核的研究機関と共同して行う研究を行おうとするときに記すこと。

様式第 8 (第 8 条第 2 項関係)

交流促進研究認定書

番 号

研究交流促進法施行令第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、下記 1 の者は、下記 2 の中核的研究機関と共同して行う下記 1 の研究、下記 2 の中核的研究機関が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益である下記 1 の研究又は下記 2 の中核的研究機関が行った研究の成果を活用する下記 1 の研究に必要な下記 2 の施設を当該中核的研究機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年 月 日

防衛大臣 

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 中核的研究機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供すること又は研究の成果を国に報告することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。